

2 事業一覧

1 相談体制の整備

○：ひとり親家庭に限定した支援策

●：ひとり親家庭を含む支援策

1-1 広報・普及啓発と相談窓口

1	○ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局
国、都、区市町村が実施しているひとり親家庭に向けた様々な支援について、横断的に検索できるサイトを運用します。		
2	○ひとり親家庭相談体制強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、区市町村の相談窓口の夜間・休日開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談実施など、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。		
3	○【拡充】東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉局
区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置し、多摩地域のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。		
4	●子育てサポート情報普及推進事業	福祉局
生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。		
5	●【拡充】東京都ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）	福祉局
ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談等を実施するとともに、学習支援を実施し、要支援家庭の把握に努める区市町村を支援します。		
6	○【新規】ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援します。		
7	●子供の貧困対策支援事業	福祉局
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。		

1-2 ニーズに応じた相談支援

再掲	○東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉局
ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・親子交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。また、様々な紛争の早期解決や、ひとり親家庭になった時の状況を見据え、離婚に関する協議（親権、養育費、親子交流、財産分与など）、などについて、家事事件に精通した弁護士による相談を実施します。		
8	○【拡充】養育費確保支援事業	福祉局
ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、民法改正を踏まえた養育費等に関する専門相談など養育費の履行確保に資する区市の取組を支援します。		
9	○母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子支援員研修の実施）	福祉局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。		

再掲	●東京都ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）	福祉局
ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談等を実施することにより、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。		
10	●子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。		
11	●生活困窮者自立相談支援事業	福祉局
生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けてプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。		
12	●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局
配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施します。 ・配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） ・配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ・子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ・被害者の早期発見、相談へ繋げるため、「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」や「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」を配布 ・被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等） ・民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ・区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等		

2 就業支援

13	○東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉局
・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供など、丁寧な支援を実施します。		
14	○ひとり親家庭等在宅就業推進事業	福祉局
ＩＴを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅で収入が得られるクラウドソーシングについて実践的に学び、自ら受注できる在宅ワーカーとなれるよう、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。		
15	○ひとり親家庭就業推進事業	福祉局
ひとり親家庭を対象に、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就業直後のアフターフォローまでを、一貫して就業サポートする。		
16	○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。		
17	○母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。		
18	○母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。		

19	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。		
20	○母子・父子自立支援プログラム策定事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。		
21	○ひとり親家庭への相談窓口強化事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。		
22	●生活保護受給者等就労自立促進事業	東京労働局
生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、地方公共団体（区市の福祉事務所等）にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進します。		
23	●マザーズハローワーク・マザーズコーナー	東京労働局
子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、担当者制によるきめ細かな就職支援を行います。 仕事と子育ての両立しやすい求人確保するとともに、地方公共団体や関係機関と連携して保育所・子育て支援サービスなどの情報を求職者に提供します。		
24	●特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	東京労働局
母子家庭の母、父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給		
25	●東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施します。		
26	●保育つき職業訓練	産業労働局
子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。		
27	●女性向け委託訓練	産業労働局
結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援します。		
28	●保育支援つき施設内訓練	産業労働局
職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。		
29	●非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援	産業労働局
経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しする。		
30	○ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	産業労働局
PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び職業紹介等の就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。		

31	●【新規】女性再就職支援事業	産業労働局
<キャリアアップ再就職応援プログラム> 再就職を希望する女性や、キャリアアップを目指し転職を希望する女性等を対象に、キャリア形成に必要な知識を身につけるセミナーと企業交流を組み合わせた「キャリアアップ再就職プログラム」を実施することで、理想のキャリアの実現に向けた就職を後押しする。		
32	●【新規】女性再就職包括サポート事業	産業労働局
育児や介護を抱えた方が、就職活動をより効率的に実施できるよう、オンラインによるメンター相談やキャリア講座等の包括的サポートを実施することで、正規雇用など希望する働き方の実現を後押しする。		
33	●【新規】成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業	産業労働局
<ひとり親向け就業支援コース> PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、デジタルスキルや柔軟な働き方が可能な業種のスキルの習得及び職業紹介等の就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。		
34	●働く女性への総合サポート事業	産業労働局
女性管理職等も含め、女性の「働き方」や「活躍の基盤づくり」を後押しする拠点として「はたらく女性スクエア」を運営し、キャリアアップや育業との両立、女性の健康課題に関する相談等に、専門の相談員やメンターが対応し、はたらく女性をサポートします。		

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

35	○ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業【実施主体：市町村（区部は財政調整算入）】	福祉局
ひとり親家庭になった直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。		
36	●保育サービスの拡充 (認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、定期利用保育など)	福祉局
地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援します。 ・認可保育所：保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ・認証保育所：東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ・認定こども園：就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ・家庭的保育事業：家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ・小規模保育事業：定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ・居宅訪問型保育事業：家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ・事業所内保育事業：事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ・企業主導型保育事業：国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能） ・定期利用保育：パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス		
37	●夜間保育事業	福祉局
保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。		
38	●延長保育事業	福祉局
保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援します。		
39	●休日保育事業	福祉局
保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援します。		

40	●一時預かり事業	福祉局
保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。		
41	●【新規】東京都病児保育推進事業	福祉局
・病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援します。 ・病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行います。 ・保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの処遇改善等に取り組む事業者を支援するとともに、認定事業者の取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。		
42	●夜間帯保育事業	福祉局
都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育サービスを提供するため、認証保育所において、深夜帯の保育や24時間保育に取り組む区市町村を支援します。		
43	●緊急1歳児等受入事業	福祉局
認可保育所等の空き定員や余裕スペースを活用して、1歳児等を緊急的に受け入れる区市町村を支援します。		
44	●認証保育所1歳児等受入促進事業	福祉局
認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用して、1歳児等の受入れを更に促進する区市町村を支援します。		
45	●保育所等利用世帯負担軽減事業	福祉局
安心して子供を産み育てられるよう、保育所等の保育料の無償化を図る区市町村を支援します。		
46	●認可外保育施設利用支援事業	福祉局
認証保育所の保育料の上限額を基本として、認証保育所・認可外保育施設の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村を支援します。		
47	●【拡充】ベビーシッター利用支援事業	福祉局
待機児童の保護者、育児休業を1年間取得した保護者、夜間帯保育を必要とする保護者又は一時的に保育を必要とする保護者等が、ベビーシッターを利用する場合の利用料等の一部を補助します。		
48	●【新規】こども家庭センター体制強化事業	福祉局
児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援します。		
49	●とうきょうママパパ応援事業・東京都出産・子育て応援事業	福祉局
・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や産後ケア事業、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。 ・妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進します。		

50	●性と健康の相談センター事業	福祉局
電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。		
51	●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局
子供の年齢等にかかわらず、全ての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。		
52	●ショートステイ事業の拡充＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
子供の年齢等にかかわらず、全ての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。		
53	●ファミリー・サポート・センター推進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉局
仕事と家庭の両立や子を持つ全ての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。		
54	●ファミサポマイスター推進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保します。		
55	●子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
公的な支援につながっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。		
56	●子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の充実	福祉局
・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。 ・子育てひろばにおいて障害や発達に関する相談支援を担当する専門職を配置し、障害の有無にかかわらず、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備します。		
57	●利用者支援事業	福祉局
子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援します。		
58	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。		
59	●養育支援訪問事業	福祉局
保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。		
60	●要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局
養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。		
61	●要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。		

62	●未就園児等全戸訪問事業	福祉局
未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。		
63	●【新規・拡充】学童クラブ運営費補助事業・学童クラブの設置促進	福祉局
・就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援します。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援します。 ・認証学童クラブ制度では、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援し、区市町村と連携して早期の認証化を目指します。 ・既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進します。		
64	●放課後居場所緊急対策事業	福祉局
学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供します。		
65	●子供の貧困対策支援事業	福祉局
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。		
66	●子育て応援とうきょうパスポート事業	福祉局
社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。		
67	●【拡充】妊産婦等生活援助事業	福祉局
家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供等に取り組む民間団体等を支援します。		

3-2 子供の居場所づくりや学習支援の推進

68	●子供の居場所創設事業	福祉局
子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。		
69	●子供食堂推進事業	福祉局
子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。		
70	●放課後子供教室	教育庁
全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。		
再掲	●東京都ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活・学習支援事業）	福祉局
ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子供に対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことで、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図る事業に取り組む区市町村を支援します。		
71	●生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業	福祉局
貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供に対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。		
72	●地域未来塾	教育庁
経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施します。		
73	●校内寺子屋	教育庁
「学力向上研究校」として30校を指定し、各学校において、義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習支援を実施します。		
74	●【拡充】受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局
学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援します。		
75	●被保護者自立促進事業	福祉局
小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。		
76	●【新規】子どもの進路選択支援事業	福祉局
西多摩福祉事務所において、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行う。		

3-3 住居の確保

77	○都営住宅の優先入居	住宅政策本部
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。		
78	○【拡充】公社住宅における入居機会の確保	住宅政策本部
公社住宅では、ひとり親世帯の方が収入審査を受ける際に、申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、各自治体から交付される「児童育成手当」「児童扶養手当」「児童手当」を月収額に合算して審査を実施します（「児童手当」の月収合算については、すべての子育て世帯に適用）。 また、公社住宅の市部の一部の住戸を対象に、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「入居から3年間」毎月の家賃を20%割引とする「こどもすくすく割」を実施します。加えて、適用期間のうち契約始期日から1か月間の家賃を無料にします。		
79	●若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部
若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保します。		
80	●子育て世帯等が住みやすいアフォダブル住宅の供給	産業労働局・住宅政策本部・都市整備局
- 金融スキームの活用〔産業労働局〕 複数のファンドを組成し、子育て世帯等へのアフォダブルな住宅供給を実現します。 - 空き家の有効活用〔住宅政策本部〕 区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押しします。 - 開発と合わせた導入〔都市整備局〕 都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォダブル住宅の導入に向けた促進策を検討します。 - 多摩ニュータウンのまちづくり〔都市整備局〕 子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進します。		
81	●住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部
子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 また、地域に身近な基礎的自治体である区市町村が居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施できるよう、広域的な立場から区市町村による協議会の設立促進・活動支援などを実施します。		

4 経済的支援

82	○児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局
- ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 - ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。		

83	○自立生活スタート支援事業	福祉局
母子生活支援施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。		
84	○自立援助促進事業	福祉局
母子生活支援施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。		
再掲	●【拡充】受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局
学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援します。		
再掲	●被保護者自立促進事業	福祉局
生活保護受給者を対象に、就労支援や地域生活への移行、次世代育成支援など自立支援に要する経費の一部を支給する区市に対し、支援します。実施の有無や支給内容は区市により異なります（都が定めた要件の範囲内において区市が要綱等を定めています。）。 ・母子世帯等で母子の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合の保育料 ・母子世帯等が就労するに当たり、子が認可保育園待機中のため、入園できるまでの間、認証保育所等を利用した場合の入園料・保育料 ・小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等の支給(再掲)		
85	○養育費取得に関する支援	福祉局
子供の成長に必要な養育費の取得のために、以下の事業を実施します。 ・東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭の養育費相談、離婚前後の親支援講座、相談支援員研修を実施します。（再掲） ・「養育費確保支援事業」により、ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、民間保証会社と連携し、養育費の立替保証を実施する区市町村を支援します。		
86	●フードパントリー設置事業	福祉局
住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。		
再掲	●子供食堂推進事業	福祉局
子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。		
87	●〇18サポート	福祉局
都内に在住する18歳以下の子供に対し、1人当たり月額5,000円（年額6万円）を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし、子育てのしやすい東京を実現する。		

5 母子生活支援施設の具体的な展開

1 課題（ニーズ）を有する母子への支援

88	○東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助	福祉局
社会福祉法人等が設置する母子生活支援施設における入所者の福祉の向上を図るため、心理ケアやアフターケアなどの支援を実施する場合に、運営等に要する費用の一部を補助します。		
89	○母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉局
- 母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。 - 母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。		
90	○施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉局
養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。		
91	○育児指導機能強化事業	福祉局
母子生活支援施設等に育児指導担当職員を配置し、入所者やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図ります。		
92	○医療機関等連携強化事業	福祉局
母子生活支援施設等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進します。		
93	○児童養護施設等体制強化事業	福祉局
児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者を、児童指導員等の補助を行う者として雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ります。		
94	○社会的養護自立支援事業	福祉局
- 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 - 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 - 措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童とその保護者を対象に、母子生活支援施設等において居住の場を提供し、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します。（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）		
95	○母子生活支援施設の施設整備	福祉局
老朽化した母子生活支援施設等について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。また、入居者の生活環境改善を図るための改修等について、支援を行います。		
96	○性被害防止対策に係る設備等支援事業	福祉局
母子生活支援施設等におけるパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による、こどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。		
97	●【新規】社会的養護職員の奨学金返済・育成支援事業	福祉局
社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。		

2 地域の子育て資源としての積極的活用

98	○母子・父子等緊急一時保護事業【実施主体：区市（子供家庭支援区市町村包括補助事業）、町村については都】	福祉局
DVからの避難等で、緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施します。 （※父子に対しては、母子生活支援施設ではなく、ホテル等を活用し実施しています。）		
99	○母子一体型ショートケア事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
見守りが必要な母子等に対し、区市町村が母子生活支援施設を活用して母子が一緒に滞在するショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援につなげます。		
再掲	●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局
子供の年齢等にかかわらず、全ての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。		
再掲	○母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉局
母子生活支援施設への入所、退所後の支援等を適切に実施できるよう、母子・父子自立支援員と母子生活支援施設職員双方の役割や支援内容等のガイドラインを作成するなど、母子生活支援施設の活用促進を図ります。		
100	○ひとり親家庭地域生活支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）	福祉局
離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を実施する区市町村を支援します。		
101	○親子支援事業（施設機能強化推進費）	福祉局
区市町村、児童相談所およびその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う母子生活支援施設を支援します。		
再掲	●【拡充】妊産婦等生活援助事業	福祉局
社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。		

区市町村の取り組み支援

102	●【拡充】子供家庭支援区市町村包括補助事業（ひとり親家庭支援）	福祉局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図ります。 ・先駆的事业：子供の多様な体験の機会確保事業 ・選択事業：ひとり親家庭相談体制強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定推進事業、ひとり親家庭就業促進事業、ひとり親家庭職業訓練等支援事業、ひとり親家庭親子心のふれあい事業、ひとり親家庭地域生活サポート事業、母子一体型ショートケア事業など ・一般事業：ホームヘルプサービス（対象：市町村）		
103	○【拡充】ひとり親家庭等医療費助成事業補助【実施主体：市町村（区部は財政調整算入）】	福祉局
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。 ・本事業が準拠している児童扶養手当の所得制限限度額が引き上げられたため、本事業についてもR7.1月からひとり親本人の所得制限限度額を引き上げました。これにより、新たに各区市町村で実施する医療費助成の対象となるひとり親家庭等への医療費の助成に要する経費についても都から補助し、区市町村を支援します。		